

公益信託「日本特殊陶業海外留学生奨学基金」

2018年度（平成30年度）奨学助成金募集要項

本基金は、海外諸国からの留学生に対して奨学金の支給を行うことにより、日本と海外諸国との友好関係を担う有為な人材を育成することを目的とする。

2018年度（平成30年度）助成事業として、下記要領により、助成対象者を募集する。

1. 対象者（応募資格）について

- (1) 愛知県下の大学および大学院の正規課程に在籍する海外からの留学生で、特に学業人物ともに優れ、かつ留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要とする者。
専攻分野は、特定しない。

*学部学生：2018年4月時点で在籍する者

*大学院生：2018年4月時点で修士課程または博士課程に在籍する者

- (2) 他の奨学金との併給は認めない。

なお、併給の事実が判明した場合には、当基金の奨学金を返還して頂くこととなりますので、ご注意ください。

2. 奨学助成金額および支給時期について

- (1) 1人あたりの奨学助成金額 年額 120万円（月額 10万円）

- (2) 奨学金は、5月、7月、10月および1月の各月に3ヶ月分を合わせて支給する。
但し、初年度は、7月に6ヶ月分を支給する。
原則、10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に振込み手続を行う。

3. 支給期間について

支給期間は、原則、卒業までの最短修業年数とし、次のとおりとする。

学部生 ： 4年以内

大学院修士課程： 2年以内

大学院博士課程： 3年以内

4. 募集人数について

7名程度

5. 申込期間について

2018年（平成30年）4月2日（月）～同年4月25日（水）（必着）までとする。

【裏面へ続く】

6. 申込方法について

各大学等内で1名（応募資格を充たす学部学生又は大学院生の中から1名）を学内選考のうえ、大学等事務局を通じて申込みものとする。

7. 応募方法について

当基金奨学助成金の受給申請者は、当基金所定の願書（様式1）に以下の書類を添え、在籍大学等の事務局に提出する。

（1）在学証明書

（2）学業成績証明書（現課程のものが入手できない場合は、前課程のもの）

2018年4月時点で修士課程に在籍する者は、学部の成績証明書も必要。

（3）推薦書（様式2）

* 推薦書（様式2）は指導教員（もしくは、それに相当する教員）がご記入下さい。
推薦書には学業、人物評価の他、必ず経済状況、経済的な援助を必要とする具体的な理由についてご記入下さい。

（4）作文：下記の2つのテーマについて提出

『留学の目的と活動内容』

『現在の研究・勉学のテーマ』

（それぞれA4版（日本語で800文字以内）1枚。様式は問わない。）

（英語での作成も可とする。この場合600単語以内）

（5）資格証明書（有資格者のみ）

日本留学試験やTOEIC等の有資格者は、証明書（写）を添付

（なお、日本語能力を応募資格としたものではありません）

* 願書、作文等の提出書類は当基金の業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用します。また、助成の決定内容を主務官庁等に提供することがあります。

なお、提出書類は返却しません。

8. 奨学助成者の決定および結果通知について

（1）当基金運営委員会が、選考審査を行い、奨学助成者を決定する。

（2）受託者は、奨学助成者の適否について、原則として6月末までに通知する。

9. 申請書類の送付先および問合せ先について

郵便番号：100-8212

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール受託業務部

公益信託課 日本特殊陶業海外留学生奨学基金担当

TEL 0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間 平日9:00～17:00土・日・祝日等を除く）

以上